

令和6年度

業 務 概 要



= 子どものことや各種障害、心の健康など
福祉に関する様々な相談等に対して適切な支援を行います。 =

山口県福祉総合相談支援センター

児 童 相 談 部	(中央児童相談所)
	(知的障害者更生相談所)
身 体 障 害 者 相 談 部	(身体障害者更生相談所)
精 神 保 健 福 祉 部	(精神保健福祉センター)
発 達 障 害 者 支 援 セ ン タ ー	

《目 次》

I 山口県福祉総合相談支援センターの概要

1 沿革	1
2 組織及び職員配置	2
3 所掌事務	3

II 業務実績等

1 児童福祉に関する相談 [中央児童相談所]

(1) 業務の概要	4
(2) 相談受付・対応状況	5
(3) 判定指導業務等	8
(4) 一時保護	9
(5) 児童福祉施設の在籍人員	9
(6) 里親委託等	11
(7) その他	12

2 知的障害に関する相談 [知的障害者更生相談所]

(1) 業務の概要	18
(2) 相談受付状況	18
(3) その他	19

3 身体障害に関する相談 [身体障害者更生相談所]

(1) 業務の概要	20
(2) 相談業務	20
(3) 判定業務	21
(4) 身体障害者手帳	22
(5) 指定業務	23
(6) 市町に対する情報提供等	23

(7)	その他	23
4	精神保健に関する相談 [精神保健福祉センター]	
(1)	業務の概要	26
(2)	人材養成	26
(3)	広報啓発	26
(4)	相談指導	26
(5)	審査・判定	26
(6)	自殺予防対策	27
(7)	ひきこもり支援	28
(8)	依存症対策	29
(9)	災害時等心のケア対策	29
5	発達障害に関する相談 [発達障害者支援センター【社会福祉法人委託】]	
(1)	業務の概要	30
(2)	その他	31

I 山口県福祉総合相談支援センターの概要

1 沿革

当センターは、子どもや障害者を取り巻く環境が複雑化・多様化している現状を踏まえ、相談業務の高度化・専門化などに対応した機能強化や、市町相談体制への支援の充実を図るため、県央部に分散配置されていた5つの福祉相談機関（下表参照）を平成31年4月1日に統合して山口市吉敷に設置し、子どもの健全育成、各種障害、心の健康など、福祉に関する様々な相談等に対して支援を行っている。

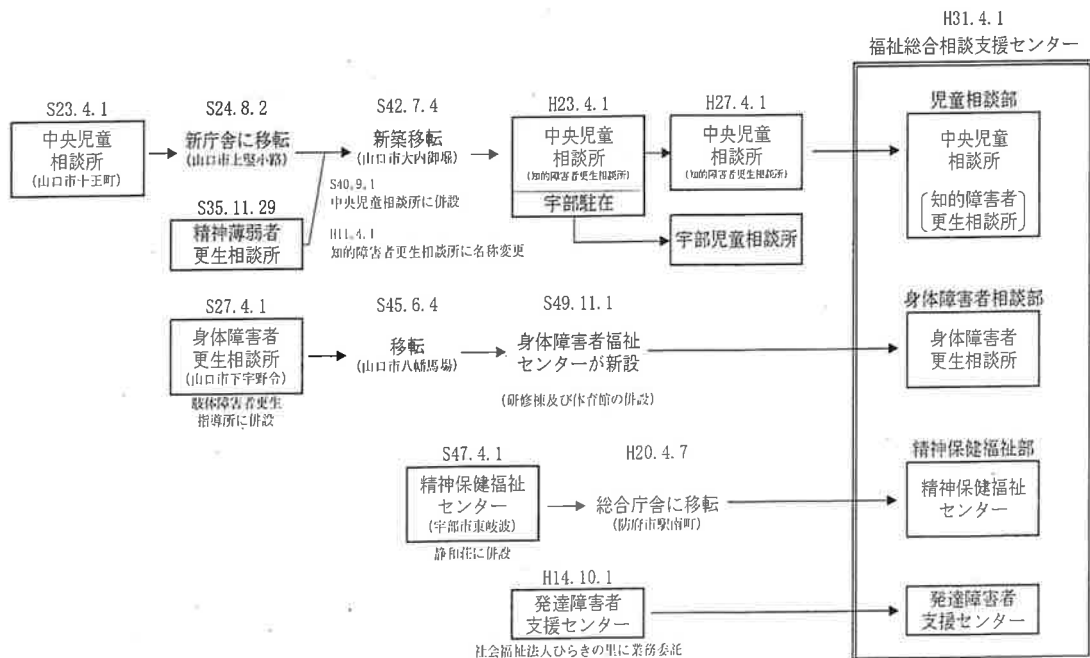
□所在地及び電話

<所在地> 〒753-0814 山口市吉敷下東4丁目17番1号
 <電話> 083-901-2940 [代表] (FAX 083-902-2678)

児童相談部	(中央児童相談所)	083-902-2189
	(知的障害者更生相談所)	083-902-2673
身体障害者相談部	(身体障害者更生相談所)	083-902-2670
精神保健福祉部	(精神保健福祉センター)	083-902-2672
発達障害者支援センター [外部委託]		083-902-2680

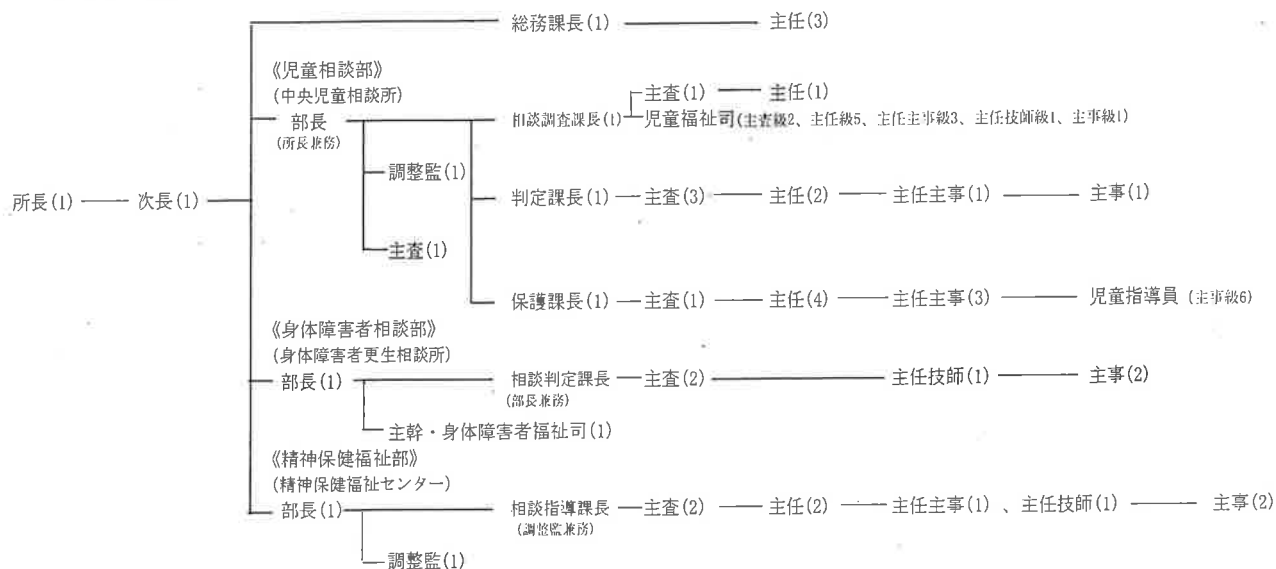
□施設の概要

- ・鉄筋コンクリート造(1階)及び木造(2階)
- ・延床面積：2,981.72㎡、敷地面積：8,141.89㎡
- ・総工費：約17億6千万円

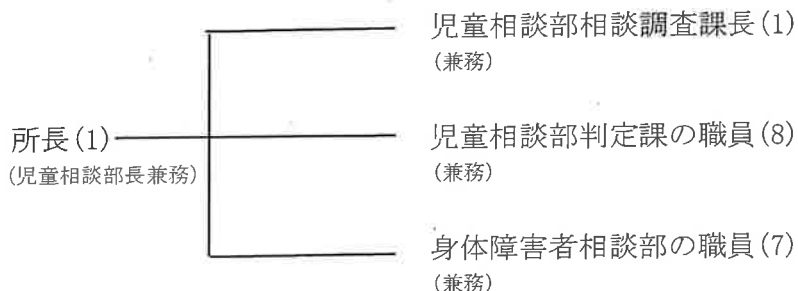


2 組織及び職員配置（令和6年4月1日）

（1）組 織



< 知的障害者更生相談所 >



（2）職員配置

区 分		事 務	技 術	兼 務	会計年度 任用職員	計
総 務 課		6			1	7
児童相談部	相 談 調 査 課	16	1		9	26
	判 定 課	7	1		1	9
	保 護 課	15			29	44
身体障害者相談部	相談判定課	5	2		2	9
精神保健福祉部	相談指導課	7	3		9	19
計		56	7	0	51	114

※発達障害者支援センター：3名

3 所掌事務

(1) 児童相談部

- ・ 児童福祉に関する相談等

18歳未満の子どもの福祉や健全育成に関する相談、子どもが明るく健やかに成長していくための支援等

- ・ 知的障害に関する相談等

18歳以上の知的障害者について、療育手帳の判定・交付のほか、本人・家族等からの相談に応じるとともに、必要な助言等

(2) 身体障害者相談部

- ・ 身体障害に関する相談等

身体に障害のある方の専門的な相談に応じるとともに、身体障害者手帳の交付や補装具等の給付についての審査・判定等

(3) 精神保健福祉部

- ・ 精神保健に関する相談等

心の健康に関する相談支援、広報啓発、人材養成、審査判定業務等

(4) 発達障害者支援センター

- ・ 発達障害に関する相談等

発達障害の方やその家族、関係機関への相談支援、発達支援、就労支援、普及啓発・研修等

II 業務実績等

1 児童福祉に関する相談 [中央児童相談所]

(1) 業務の概要

市町と適切な協働・連携・役割分担を図りつつ、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題や子どもの置かれた状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に最も効果的な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護することを主たる目的として設置される行政機関である。

[市町援助]

市町による児童家庭相談への対応について、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報提供その他必要な援助を行っている。

[相談支援]

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域での状況、生活歴や発達、性格、行動等に対し、専門的な角度から調査、診断、判定を行い、それに基づく援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し、一貫した子どもの援助を行っている。

<相談の種類と主な内容>

養護相談	保護者の家出・失踪・死亡・入院等による養育困難、虐待、養子縁組等に関する相談
保健相談	低出生体重児、疾患等に関する相談
障害相談	肢体不自由、視聴覚・言語発達・重症心身障害、知的障害、発達障害等に関する相談
非行相談	ぐ犯行為、触法行為、問題行動のある子ども等に関する相談
育成相談	家庭内のしつけ、不登校、進学適性等に関する相談
その他	上記のいずれにも該当しない相談

[一時保護]

必要に応じて、子どもを家庭から離して一時保護している。

[里親委託]

里親に関する普及啓発や相談対応、情報提供、研修、その他関係機関との連絡調整等を行っている。

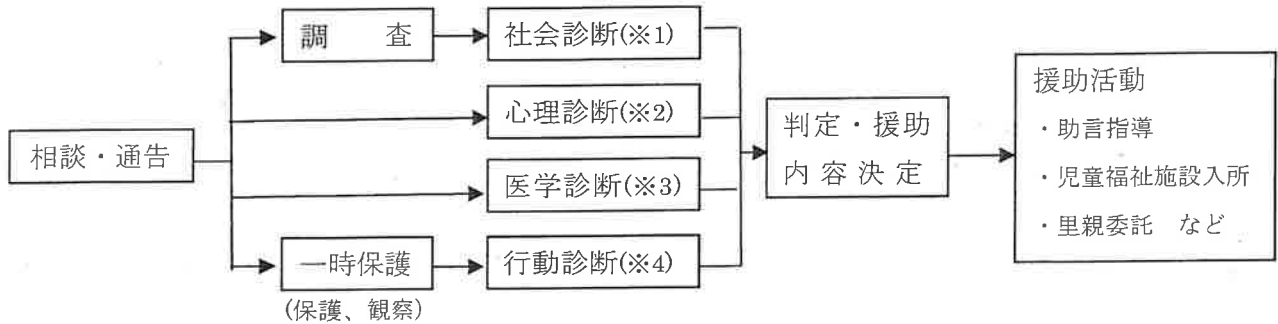
[措置]

子ども又はその保護者を児童福祉司、児童委員、市町、児童家庭支援センター等に指導させ、又は子どもを里親に委託、若しくは児童福祉施設、指定医療機関等に入所させる等の措置を行っている。

【参考 I】

○相談・援助活動の展開

相談や通告に対しては、社会診断や心理診断、医学診断、行動診断などを基に判定を行い、個々の子どもに対する援助内容を決定した上で、援助活動を展開している。



- ※1 社会診断: 児童福祉司による相談者の問題と社会的環境との関連の解明や社会資源活用可能性の検討など
- ※2 心理診断: 児童心理司による子どもの人格全体の評価や家族の心理学的評価など
- ※3 医学診断: 医学的見地から子どもの身体的・精神的な状態を診断・評価など
- ※4 行動診断: 児童指導員、保育士による子どもの行動上の特徴や問題点の明確化など

○設置状況

区分	位置	管轄区域	人口	児童人口
中央児童相談所	山口市	山口市、防府市、美祢市	324,613 人	47,367 人
岩国児童相談所	岩国市	岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町	199,625 人	25,536 人
周南児童相談所	周南市	下松市、光市、周南市	236,406 人	33,727 人
宇部児童相談所	宇部市	宇部市、山陽小野田市	216,265 人	30,045 人
下関児童相談所	下関市	下関市	244,470 人	32,231 人
萩児童相談所	萩市	萩市、長門市、阿武町	75,214 人	8,020 人
計			1,296,593 人	176,926 人

※「人口」は、「令和5年市町年齢別推計人口(令和5年10月1日現在)」(山口県統計分析課)の数値

(2) 相談受付・対応状況

ア 相談受付件数の推移

相談受付件数は1,498件で、前年度の1,321件に比べて177件の増加となっている。

また、相談種別では、「障害相談」が810件(54.1%)、「養護相談(虐待相談、その他の養護相談)」が520件(34.7%)、続いて、「育成相談」が96件(6.4%)などとなっている。

(単位:件)

相談種別 児相	虐待相談	(その他の)養護相談	保健相談	障害相談								非行相談			育成相談					その他の相談	計
				肢体不自由相談	視覚障害相談	言語発達障害等相談	重症心身障害相談	知的障害相談	発達障害相談	小計	ぐん犯行為等相談	触法行為等相談	小計	性格行動相談	不登校相談	適性相談	しつけ相談	小計			
																			0		
中央	162	358	3	0	0	31	9	698	72	810	16	27	43	71	5	19	1	96	26	1,498	
岩国	107	308	0	0	0	4	1	432	30	467	12	8	20	55	2	1	0	58	6	966	
周南	159	209	0	0	0	4	2	446	23	475	2	6	8	16	4	1	14	35	9	895	
宇部	146	221	0	0	0	1	2	513	29	545	13	12	25	10	1	0	0	11	21	969	
下関	241	222	1	3	0	0	0	421	31	455	8	15	23	22	3	2	0	27	0	969	
萩	15	62	1	0	0	9	0	118	15	142	6	1	7	36	0	1	2	39	0	266	
県計	830	1,380	5	3	0	49	14	2,628	200	2,894	57	69	126	210	15	24	17	266	62	5,563	

イ 経路別受付状況

住民に身近な行政機関である「市町」が最も多く534件(35.6%)、次いで「家族・親戚」の484件(32.3%)などとなっている。

経路 児相	都道府県		市町				児童福祉施設等				児童家庭支援センター	認定こども園	警察	家庭裁判所	保健所・医療機関		学校等			児童委員・仲介官	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	計
	児童相談所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定医療機関	保健					医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	里親						
中央	39	0	444	0	89	1	1	11	0	2	0	291	2	0	3	0	53	0	6	0	484	49	10	13	1,498
岩国	29	5	307	0	30	37	2	15	0	3	0	102	1	0	4	0	68	2	7	0	323	16	4	11	966
周南	25	1	264	0	34	30	24	7	0	0	0	129	1	0	6	0	65	2	1	0	269	22	2	13	895
宇部	23	3	291	3	8	0	2	7	0	0	0	170	0	0	8	1	57	0	3	0	352	34	4	3	969
下関	19	2	248	0	0	0	11	21	0	10	3	218	2	0	10	0	63	0	1	0	295	50	7	9	969
萩	10	3	69	0	12	7	0	9	0	0	0	26	1	10	0	0	8	19	0	0	84	3	2	3	266
県計	145	14	1,623	3	173	75	40	70	0	15	3	936	7	10	31	1	314	23	18	0	1,807	174	29	52	5,563

ウ 相談対応状況

相談対応件数は1,504件であり、そのうち、通常は1回から数回程度の助言・指示等を行う「助言指導」が799件(53.1%)と最も多く、その他「市町村送致」が170件(11.3%)、子どもや家庭へ継続的にかかわる「継続指導」が52件(3.5%)などとなっている。

(前年度からの未処理による繰り越しを含む)

(単位:件)

処理 児相	対応件数																	未処理件数	施設入所待機	
	面接指導			児童福祉司指導	児童委員指導	タリ指導	児童家庭支援センター	市町村指導委託	市町村送致	訓戒・誓約	児童福祉施設		指定医療機関委託	里親委託	送家庭裁判所	への利用契約等	その他			
	助言指導	継続指導	他機関あつせん								入所	通所								
中央	799	52	18	2	0	4	0	170	8	38	0	0	0	16	3	0	394	1,504	95	0
岩国	567	24	6	2	0	2	0	67	8	6	0	0	0	10	0	1	249	942	53	0
周南	471	52	1	1	0	0	0	82	3	11	0	0	0	11	0	2	280	914	67	0
宇部	563	67	5	0	0	0	0	90	5	10	0	0	0	0	0	1	251	992	34	0
下関	516	87	7	1	0	4	0	72	4	21	0	0	0	8	0	3	255	978	29	0
萩	166	4	1	0	0	0	0	10	1	4	0	0	0	1	1	0	75	263	4	0
県計	3,082	286	38	6	0	10	0	491	29	90	0	0	0	46	4	7	1,504	5,593	282	0

エ 児童虐待相談

児童虐待相談は、養護相談の一類型であり、「身体的虐待」「性的虐待」「ネグレクト(育児放棄等)」「心理的虐待(暴言等)」の4種類に区分される。

虐待通告(48時間以内に目視による安全確認が必要)のあった332件のうち168件を虐待として認定しており、前年度149件に比べ19件の増加となった。

また、認定件数168件のうち、「心理的虐待」が89件(53.0%)と最も多く、前年度と比べ13件増加している。

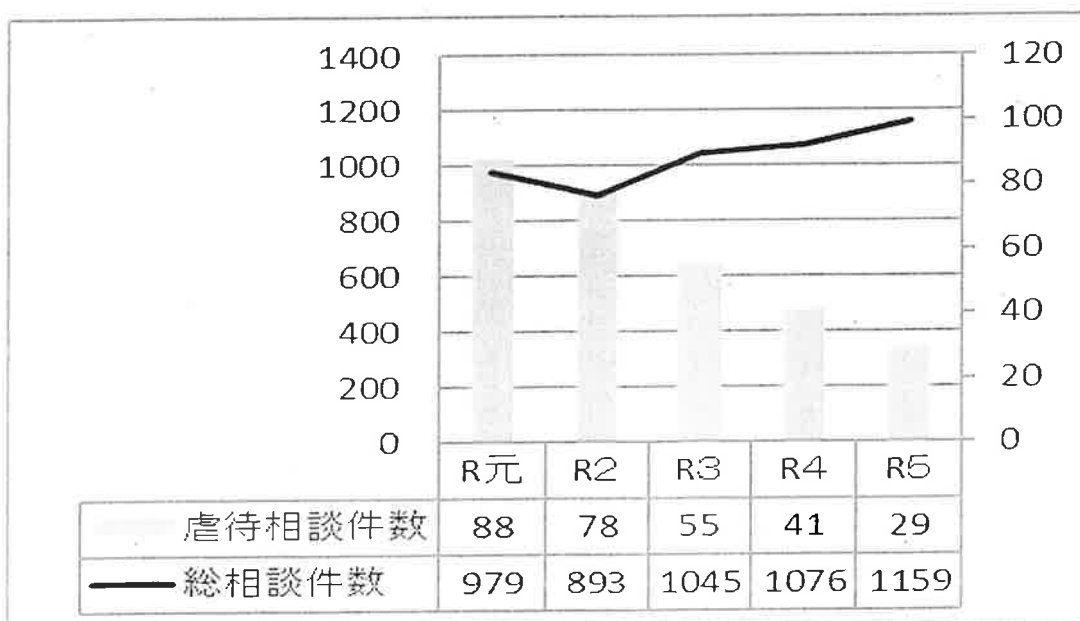
区 分	虐待通告 件 数	虐待認定件数				計
		身体的虐待	性的虐待	ネグレクト	心理的虐待	
中 央	332	50	7	22	89	168
岩 国	212	30	2	14	59	105
周 南	287	77	1	26	63	167
宇 部	302	44	0	14	101	159
下 関	415	86	1	38	115	240
萩	40	5	0	2	6	13
計	1,588	292	11	116	433	852

オ 24時間365日相談

24時間体制で虐待相談等に緊急対応できるよう、中央児童相談所において、休日と夜間(17時15分～8時30分)に、児童支援相談員を交代で配置している。

この時間帯の岩国・周南・宇部・下関・萩児童相談所へのすべての電話については、中央児童相談所に自動転送される。

1,159件の電話相談があったが、そのうち「虐待相談」は、29件(2.5%)であった。



(3) 判定指導業務等

ア 判定実施状況

「社会診断指導」は22,494件であり、前年度22,778件に比べて284件(1.2%)減少している。そのうち、「児童虐待」に係るものは、12,165件(54.1%)となっている。

「医学診断指導」は171件であり、その内容としては一時保護中の子どもに対する診断等がある。

「心理診断指導」は4,445件であり、面接、観察、心理検査等をもとに、心理学的観点からの援助の内容や方針を定めるために行っている。

また、「心理療法・カウンセリング等」の複雑な指導を数回以上にわたって継続実施したものは87件で、そのうち、「児童虐待」に係るものは66件(75.9%)となっている。

(単位：件)

項目	区分	社会診断	医学診断指導				心理診断指導						その他の診断指導	心理療法・カウンセリング等				
		調査・指導	診察・指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接・指導・観察	計		医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の所員	計
中央	全数	22,494	162	7	2	171	481	107	40	74	3,743	4,445	30	0	87	0	0	87
	(虐待再掲)	12,165	75	7	2	84	37	1	26	60	1,652	1,776	0	0	66	0	0	66
岩国	全数	21,109	100	7	25	132	260	92	30	33	2,744	3,159	55	0	850	2	0	852
	(虐待再掲)	9,106	42	2	6	50	17	0	19	16	937	989	0	0	323	2	0	325
周南	全数	18,808	41	1	0	42	201	57	22	38	2,425	2,743	0	3	1,637	2	0	1,642
	(虐待再掲)	12,104	36	1	0	37	20	5	15	32	1,404	1,476	0	0	1,226	1	0	1,227
宇部	全数	24,368	26	1	0	27	239	54	22	43	2,885	3,243	0	3	194	0	42	239
	(虐待再掲)	12,952	18	1	0	19	32	6	10	35	1,485	1,568	0	3	113	0	0	116
下関	全数	22,161	130	20	0	150	252	19	57	31	2,757	3,116	0	0	568	0	0	568
	(虐待再掲)	15,997	110	19	0	129	30	0	39	23	1,741	1,833	0	0	410	0	0	410
萩	全数	4,698	33	0	0	33	44	61	2	1	1,041	1,149	0	0	49	0	0	49
	(虐待再掲)	1,234	1	0	0	1	2	2	1	1	208	214	0	0	33	0	0	33
全数県計	全数	113,638	492	36	27	555	1,477	390	173	220	15,595	17,855	85	6	3,385	4	42	3,437
	(虐待再掲)	63,558	282	30	8	320	138	14	110	167	7,427	7,856	0	3	2,171	3	0	2,177

注1) 医学的診断指導の「その他」は、身体測定などです。

注2) 心理診断指導の「その他の検査」は、親子関係、非行などの個別の領域、特性を判断するための心理学的検査です。

イ 療育手帳・諸証明の判定・発行

各種制度の利用ができる療育手帳に関する判定件数は318件であり、前年度の235件に比べて83件の増加となっている。なお、児相別では管内人口の割合等から中央児相の件数が多くなっている。

区分	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
療育手帳	318 (161)	213 (108)	145 (78)	223 (161)	185 (103)	56 (33)	1,140 (644)
情報提供等	421	246	147	281	245	44	1,384

※ () は、再判定の再掲

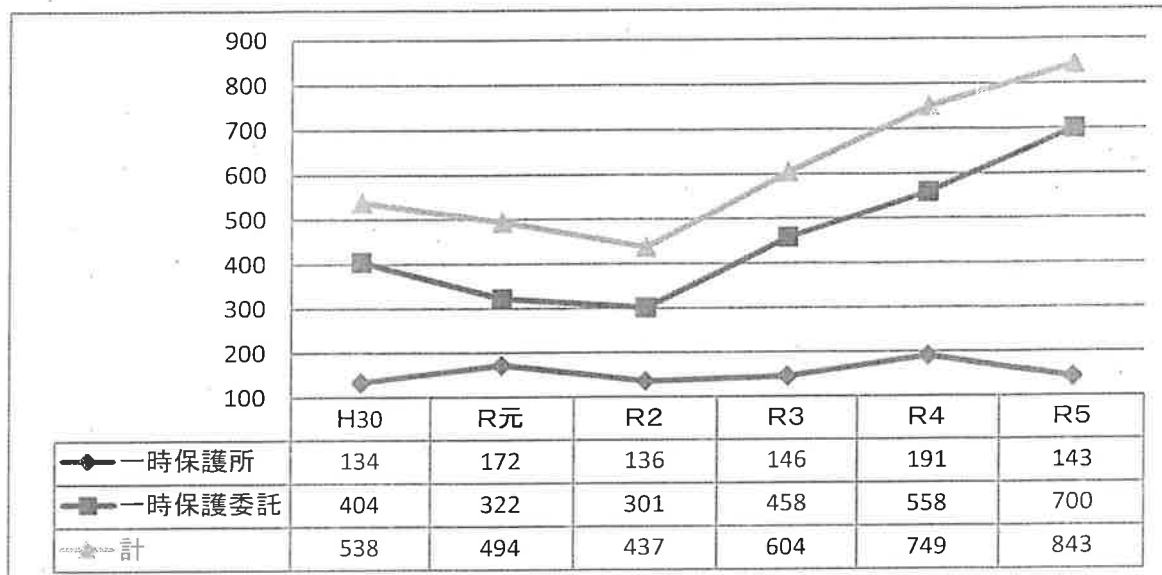
(4) 一時保護

児童福祉法第33条では、児童相談所長が必要と認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は児童の心身の状況、その置かれている環境等を把握するため、児童を一時保護できることが規定されている。

一時保護は、中央児童相談所に併設されている一時保護所のほか、児童養護施設や里親などに委託して行っている。

一時保護を必要とする子どもの人数は、各年度によって増減があるが、令和5年度は一時保護委託の割合が8割を超えている。

(単位：人)



※各年度に、新たに一時保護した児童の人員

一時保護した児童の人数については、「一時保護所」が実人員58人(延人員1,748人)、「一時保護委託」が実人員157人(延人員2,915人)となっている。

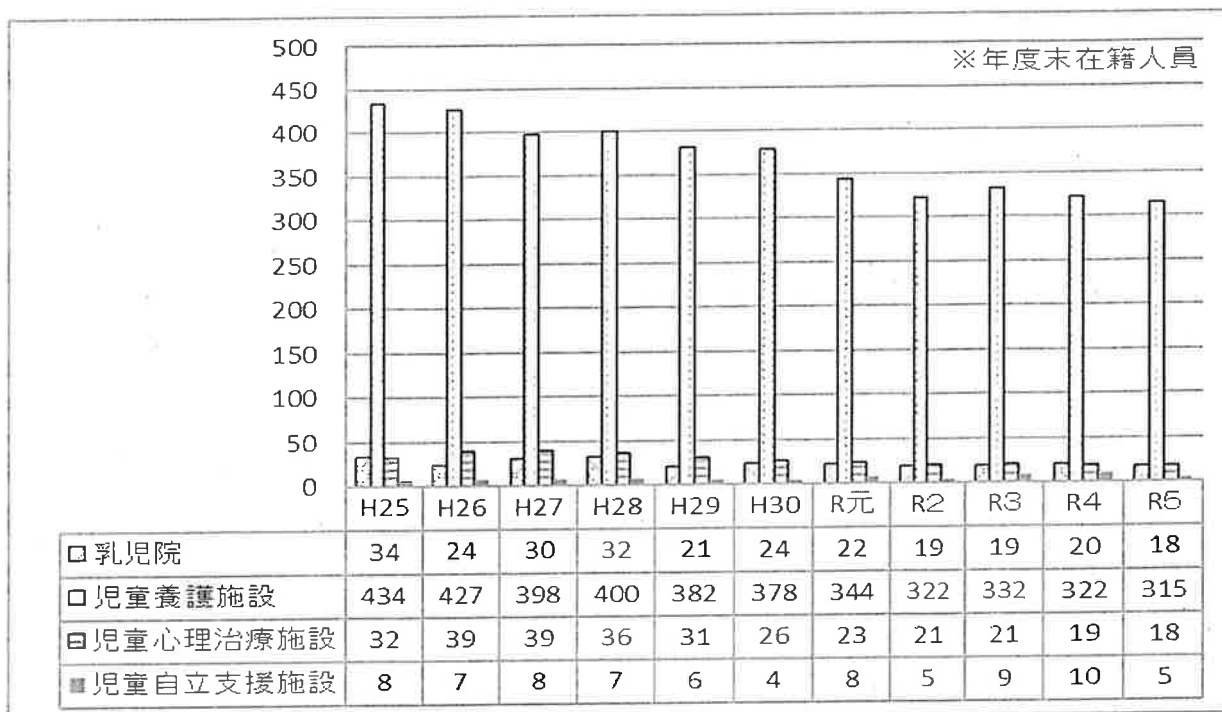
(単位：人)

区分		中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
一時保護所	実人員	58	17	24	14	29	0	142
	延人員	1,748	690	663	415	944	0	4,460
一時保護委託	実人員	157	134	155	117	137	5	705
	延人員	2,915	3,105	4,213	2,268	3,551	99	16,151
計	実人員	215	151	179	131	166	5	847
	延人員	4,663	3,795	4,876	2,683	4,495	99	20,611

※R5年度に一時保護(委託)を解除した児童の人員

(5) 児童福祉施設の在籍人員〔年度末〕

本県全体として、「児童養護施設」については、平成25年度以降、概ね減少傾向で推移しており、また、「児童心理治療施設」については、近年、年度末在籍人員が減少している。



【参考Ⅱ】

○施設区分

乳 児 院	乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合は幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行う。
児童養護施設	保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行う。
児童心理治療施設	家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行う。

○入所・退所の状況（令和5年度中）

区 分	施設数	定 員	入所（年度中）	退所（年度中）	在籍人員（年度末）
乳 児 院	1	30	17	19	18
児童養護施設	10	429	62	69	315
児童心理治療施設	1	50	8	9	18
児童自立支援施設	1	90	5	10	5
計	13	599	92	107	356

《県内児童相談所の合計》

(6) 里親委託等

里親やファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)*は、虐待や親の病気、離婚など、様々な事情により家庭での養育ができない子どもを里親家庭等で一定期間養育する制度である。

*ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)＝経験豊かな里親や児童養護施設等の職員経験を有する養育者が、その住居に子どもを迎え入れて養育を行う第2種社会福祉事業

ア 里親委託率の推移

里親委託率とは、乳児院、児童養護施設、里親及びファミリーホーム措置児童数に占める里親及びファミリーホーム措置児童数の割合である。令和5年度は前年度に比べて3.5ポイントの増加となった。

年度	里親委託児 ①	FH委託児 ②	乳児院入所児 ③	児童養護施設 入所児 ④	合計 ⑤ (①～④)	里親委託率 (①+②)/⑤
R元	82	31	22	340	475	23.8%
R2	81	29	19	318	447	24.6%
R3	72	29	19	331	451	22.4%
R4	65	23	20	322	430	20.5%
R5	79	26	18	315	438	24.0%

※措置停止中の児童を除いた人数(年度末現在)

<里親・ファミリーホームに委託されている児童の状況>

(単位:人)

区分	新規又は措置変更により委託された児童数				措置を解除又は変更された児童数												委託児童数(年度末)
					解除						変更						
	児童福祉施設から受託	家庭から受託	その他	計	保護の必要がなくなり帰宅	養子縁組	満年	逃亡	死亡	就職	その他	計	児童福祉施設に入所	他の里親に委託	その他	計	
里親	11	15	11	37	3	2	1	0	0	3	5	14	2	7	0	9	79
FH	0	4	8	12	3	0	0	0	0	2	0	5	3	1	0	4	26

<年度末に委託されている児童の男女比及び年齢構成>

区分	0歳		1～6歳		7～12歳		13～15歳		16歳以上		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
里親	0	0	13	8	13	11	11	10	2	11	39	40
FH	0	0	1	0	7	2	4	3	5	4	17	9

<年度末に委託されている児童の児童相談所別数>

区分	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
里親	27	18	17	7	8	2	79
FH	4	2	8	5	3	4	26

イ 里親登録

制度の普及啓発等を通じ、里親登録の促進に努めており、本県全体として、登録・認定里親数は年々増加している。

(単位：世帯)

年度	区 分	里親数 (※)	[再掲]			
			養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親
R元	登録・認定里親	196	163	22	14	80
	児童委託里親	55	41	3	12	0
R2	登録・認定里親	201	174	25	10	89
	児童委託里親	59	45	5	10	2
R3	登録・認定里親	225	194	24	8	112
	児童委託里親	53	37	5	8	3
R4	登録・認定里親	230	197	22	9	115
	児童委託里親	47	39	4	7	0
R5	登録・認定里親	232	199	24	9	119
	児童委託里親	58	50	5	6	0

※ 複数の里親に登録・認定されている場合、また、複数の里親として児童が委託されている場合も「1」として計上しているため、再掲欄の合計数とは一致しない。

<登録・認定状況>

(単位：世帯)

区 分	前年度末 (R5年3月末)				年度末 (R6年3月末)			
	養 育	養子縁組	親 族	計	養 育	養子縁組	親 族	計
中 央	51	2	3	56	52	2	3	57
岩 国	39	7	1	47	37	6	1	44
周 南	36	2	3	41	37	2	3	42
宇 部	33	5	1	39	32	5	1	38
下 関	30	6	0	36	31	7	0	38
萩	8	2	1	11	10	2	1	13
計	197	24	9	230	199	24	9	232

※ 「養子縁組」には、「養育」との重複世帯を含まない。

(7) その他

ア 心身障害児総合療育機能推進事業

医療、保健、福祉、教育等の関係機関が連携しながら、乳幼児の心身の障害を早期に発見し、必要なサービスを総合的に提供していく事業であり、県と市町の共同事業として児童相談所に事務局(総合療育システム事務局)を設置している。

区 分		中央	岩国	宇部	下関	萩	計
療育相談会	実施回数	3	13	2	0	4	22
	相談件数	11	27	3	0	6	47

イ 精神発達精密健康診査

市町の1歳6か月児及び3歳児健康診査の結果、精神発達の点で精密健康診査が必要と判断されると児童相談所に依頼があり、相談・判定を行っている。

< 1歳6か月児精神発達精密健康診査実施状況 >

区分	実施回数	相談種類別								計
		養護相談 その他	障害相談				育成相談			
			言語発達障害等	知的障害	発達障害	計	性格行動等	育児・しつけ	計	
中央	19	0	15	6	0	21	7	0	7	28
岩国	9	0	3	1	0	4	2	0	2	6
周南	5	0	1	2	0	3	2	3	5	8
宇部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
下関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
萩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	33	1	19	9	0	28	11	3	14	43

< 3歳児精神発達精密健康診査実施状況 >

区分	実施回数	相談種類別								計
		養護相談 その他	障害相談				育成相談			
			言語発達障害等	知的障害	発達障害	計	性格行動等	育児・しつけ	計	
中央	20	0	13	3	0	16	29	1	30	46
岩国	7	0	0	3	0	3	7	0	7	10
周南	12	0	2	8	0	10	4	8	12	22
宇部	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
下関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
萩	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	39	1	15	14	0	29	40	9	49	79

ウ 児童社会適応支援事業（子育てに悩む親支援事業）

子どもの育てにくさや不登校、非行などに悩む親等のため、問題解決への道筋を見出すための事業を実施してきたが、近年では市町や児童家庭支援センターなど地域の子育て支援機関による活動や法務少年支援センターの取組等があり、児相事業の件数は減少している。

区分	中央	岩国	周南	宇部	下関	萩	計
実施回数	0	0	0	0	0	1	1
延参加者数	0	0	0	0	0	1	1

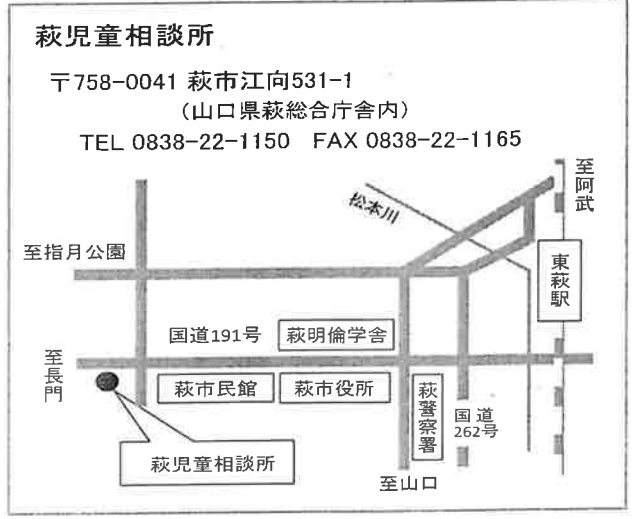
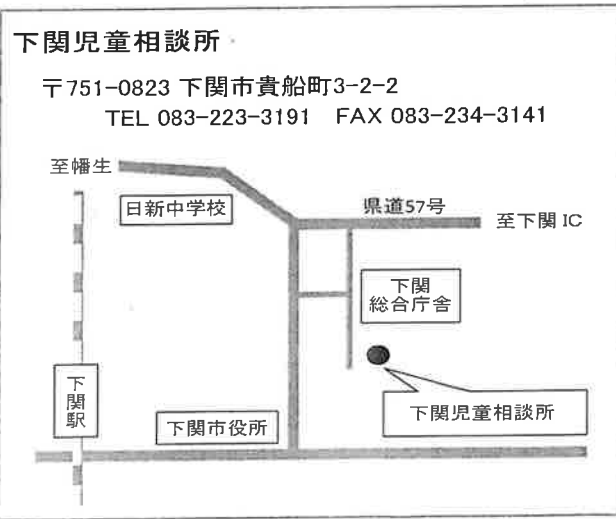
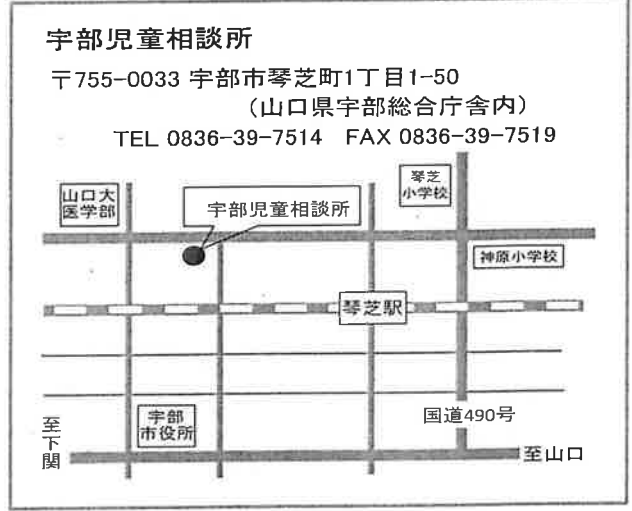
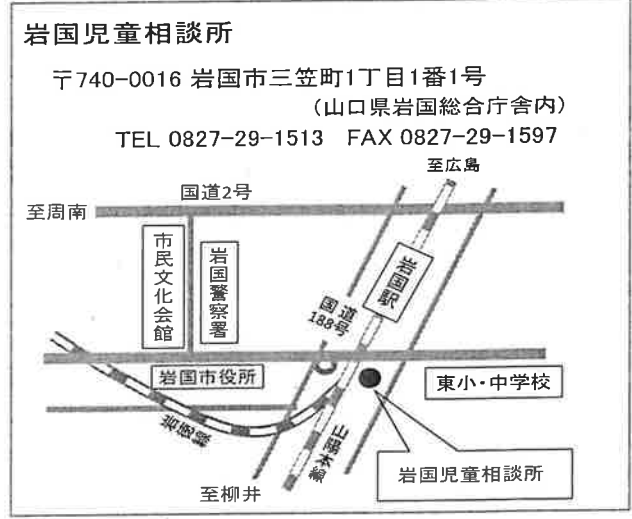
エ すこやかホーム事業

児童養護施設に入所している子どものうち、盆・正月時期又は週末に家庭に帰省することのできない子どもの養育を一般家庭及び里親に委託し、その子どもに家庭生活の体験機会を提供している。

区分	夏 期		冬 期		週 末		計	
	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数	児童数	ホーム数
中央	7	6	7	6	14	13	28	25
岩国	1	1	1	1	17	17	19	19
周南	2	1	4	3	7	7	13	11
宇部	7	7	6	6	7	7	20	20
下関	2	2	0	0	14	11	16	13
萩	5	3	2	2	6	5	13	10
計	24	20	20	18	65	60	109	98

【参考Ⅲ】

○児童相談所所在地



○市町の行政窓口一覧

市 町 名	課 名	電話番号	内 線
下関市	こども家庭支援課	083-231-1432	
宇部市	こども支援課	0836-31-1732	
山口市	子育て保健課	083-934-2960	
萩市	子育て支援課	0838-25-3536	
防府市	こども相談支援課	0835-25-2414	
下松市	こども家庭課	0833-45-1873	
岩国市	こども家庭課	0827-29-5076	
光市	こども家庭課	0833-74-5910	
長門市	子育て支援課	0837-23-1156	
柳井市	こどもサポート課	0820-22-2111	190、188
美祢市	子育て支援課	0837-52-5228	
周南市	あんしん子育て推進課	0834-22-8550	
山陽小野田市	子育て支援課	0836-82-1175	
周防大島町	福祉課	0820-77-5505	
和木町	保健福祉課	0827-52-7290	
上関町	保健福祉課	0820-62-0184	
田布施町	町民福祉課	0820-52-5810	
平生町	町民福祉課	0820-56-7113	
阿武町	健康福祉課	08388-2-3115	

○児童福祉施設一覧

施設名	郵便番号	所在地	連絡先
◇乳児院・児童養護施設			
乳児院なかべ学院	751-0847	下関市古屋町1丁目2-56	083-250-8701
児童養護施設なかべ学院	750-0081	下関市彦島角倉町3丁目6-17	083-266-1934
下関大平学園	751-0828	下関市幡生町1丁目1-22	083-222-6801
吉敷愛児園	753-0816	山口市吉敷佐畑6丁目10-1	083-922-2509
清光園	754-1277	山口市阿知須1448	0836-65-3122
山口育児院	753-0082	山口市水の上町5-27	083-922-1027
防府海北園	747-0064	防府市大字高井686	0835-22-2044
俵山湯の家	759-4211	長門市俵山4827-1	0837-29-0831
共楽養育園	745-0801	周南市久米1347	0834-25-0017
小野田陽光園	756-0817	山陽小野田市大字小野田6111-28	0836-83-4595
ライクホーム はるか	740-0011	岩国市立石町3丁目6-25	0827-28-6085
◇児童自立支援施設			
山口県立育成学校	753-0231	山口市大内氷上7丁目5-1	083-927-0304
◇児童心理治療施設			
山口県みほり学園	753-0214	山口市大内御堀5丁目2番8号	083-922-8605
◇福祉型障害児入所施設			
このみ園	759-0213	宇部市黒石北5丁目3番56号	0836-41-8145
はなのうら	747-0833	防府市大字浜方205-1	0835-22-3280
◇医療型障害児入所施設			
国立病院機構山口宇部医療センター	755-0241	宇部市東岐波685	0836-58-2300
国立病院機構柳井医療センター	742-1352	柳井市伊保庄95	0820-27-0211
鼓ヶ浦こぼと園	745-0801	周南市久米752番地4	0834-29-1430
◇児童家庭支援センター			
なかべこども家庭支援センター「紙風船」	751-8701	下関市古屋町1丁目2-56	083-250-8721
こども家庭支援センター「清光」	754-1277	山口市阿知須1448	0836-65-1188
子ども家庭支援センター「海北」	747-0064	防府市大字高井686	0835-26-1152
こども家庭支援センター「ぼけっと」	745-0801	周南市久米1347	0834-25-0605
はるかこどもの相談センター	740-0011	岩国市立石町3丁目6-25	0827-28-5516

2 知的障害に関する相談 [知的障害者更生相談所]

(1) 業務の概要

知的障害者福祉法第12条に基づき、都道府県に設置が義務付けられている機関であり、知的障害者の福祉に関し、専門的な立場から助言、相談及び指導等を行っている。

[相談・指導]

知的障害者に関する問題について、家族その他からの相談に応じるとともに、必要な指導や助言を行っている。

[判定・指導]

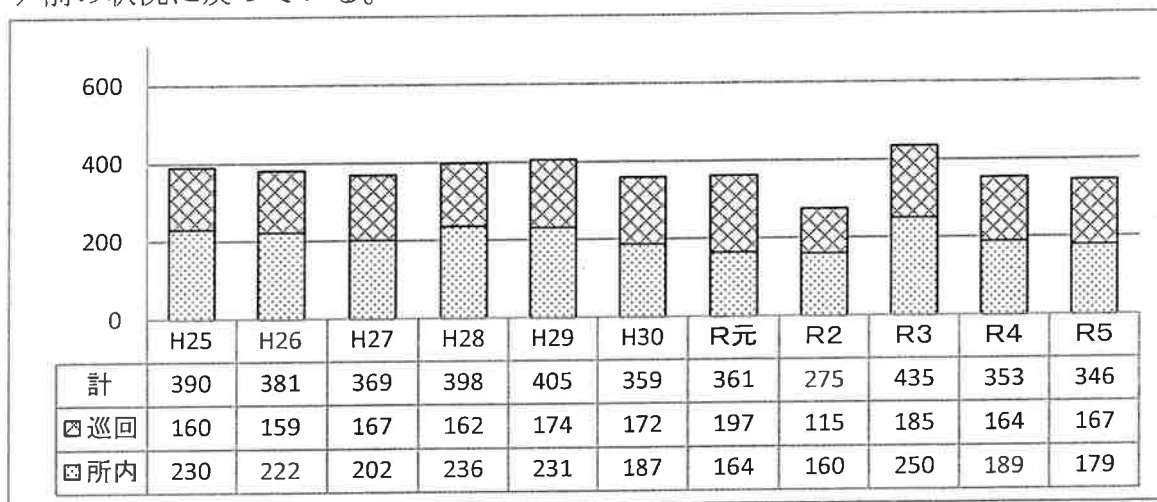
18歳以上の知的障害者を対象として、医学的判定や心理学的判定を行うとともに、必要な助言や指導、療育手帳に係る障害程度の判定などを行っている。

(2) 相談受付状況

ア 受付件数の推移

相談の中で最も多い療育手帳の判定について、令和2年度から令和3年度にかけて、新型コロナ対策の影響により増減があったが、令和4年度以降は概ねコロナ前の状況に戻っている。

(単位：件)



イ 受付の内容等

相談実人員は、所内179人、巡回167人、合計346人となっている。

相談内容は、「療育手帳相談」が284人(74.7%)と最も多く、次いで年金診断書作成等に係る「生活相談」が89人(23.4%)となっている。

判定内容については、心理学的判定を283人、医学的判定を249人、書類審査(その他の判定)を48人実施した。

(単位：人)

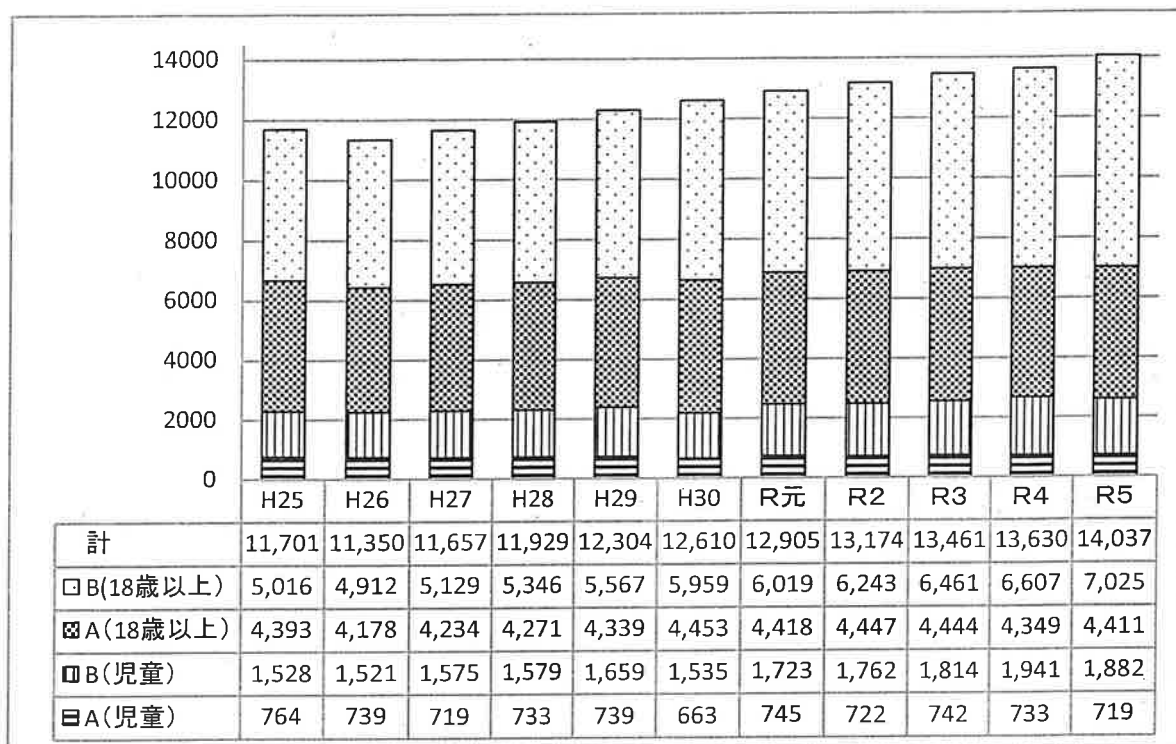
区分	実施回数	取扱実人員	相談内容									判定内容				計
			施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計	医学的	心理学的	職能的	その他	
所内	16	179	0	0	0	4	28	0	126	1	159	112	125	0	48	285
巡回	25	167	0	0	0	2	61	0	158	0	221	137	158	0	0	295
計	41	346	0	0	0	6	89	0	284	1	380	249	283	0	48	580

ウ 療育手帳所持者の推移

市町から進達があった療育手帳の申請について、各児童相談所と協力して障害程度を判定し、市町経由で手帳を交付している。

療育手帳の所持者数については、年々増加傾向で推移しており、前年度に比べて407件（3.0%）の増加となっている。

なお、令和5年度における療育手帳の交付件数は1,014件で、このうち新規交付分は504件である。



(注) 各年度とも年度末現在

(3) その他

ア 地域巡回相談[再掲]

相談者の便宜を考慮の上、県内各地（9か所）に出向いて25回実施した。

イ 市町等への支援

市町の依頼により、福祉サービスの支給決定等に関する意見書を交付するなど、専門的技術援助や助言、情報提供を行った。

3 身体障害に関する相談 [身体障害者更生相談所]

(1) 業務の概要

身体障害者福祉法第11条の規定に基づき設置し、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」（平成15年3月25日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき運営している。

身体障害者の更生援護に係る専門的、技術的助言を行う中枢機関として、専門的相談・指導業務、判定業務、市町間の連絡調整等の業務を行っている。

(2) 相談業務

身体障害者に関する専門的な知識や技術を必要とする相談及び指導を行っている。また、市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術的援助及び助言を行っている。

相談者数(人)				相談受付件数(件)			
定期	巡回	訪問	計	定期	巡回	訪問	計
3,068	194	0	3,262	3,097	291	0	3,388

(注) 「相談者数」、「相談受付件数」は受付ベースで、前年度からの繰越分を含む。

「定期」：定期相談会及び更生医療・補装具の判定業務に係るもの

「巡回」：巡回相談会に係るもの

ア 相談会の開催

① 定期相談

当所において、山口・防府地域を対象に毎月開催し、補装具の処方・適合判定を実施

② 巡回相談

巡回相談会として、県内7地域を対象に毎月又は隔月に開催し、補装具の処方・適合判定を実施

区分		開催回数 (回)	相談件数(件)		
			補装具処方	補装具適合	計
定期相談会	山口・防府	12	45	46	91
巡回相談会	岩国	6	14	9	23
	柳井	5	12	11	23
	周南	6	34	31	65
	宇部・小野田	6	31	32	63
	下関	12	39	41	80
	萩	6	11	9	20
	長門	4	5	4	9
	計	45	146	137	283
計		57	191	183	374

イ 随時相談

来所及び電話での相談については、随時、対応している。

(3) 判定業務

市町からの更生医療や補装具費支給に係る判定依頼に対し、定期相談会、巡回相談会、書類審査及び訪問調査を通じて、各専門医による医学的判定や職能的判定を行い、支給の適否についての判定書を交付している。

ア 定期相談会・巡回相談会

※「(2) 相談業務」を参照

イ 書類審査

- ・ 肢体不自由 (整形外科) 月 2 回、(脳神経外科) 随時
- ・ 視覚障害 (眼科) 随時
- ・ 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語・そしゃく機能障害 (耳鼻咽喉科) 月 2 回
- ・ 内部障害
 - 心臓機能障害 (内科) 月 2 回
 - 腎臓機能障害 (泌尿器科) 月 1 回
 - 呼吸器機能障害 (内科) 随時
 - ぼうこう、直腸機能障害、小腸機能障害 (消化管外科) 随時
 - 免疫機能障害 (内科) 随時
 - 肝臓機能障害 (内科) 随時

< 更生医療の判定書交付件数 >

(単位：件)

区分	視覚	聴覚 平衡	音声 言語 そしゃく	肢体 不自由	心臓	腎臓	その他	計
適		1	5	794	883	572	15	2,270
不適								
計	0	1	5	794	883	572	15	2,270

< 補装具の判定書交付件数 >

(単位：件)

区分	18歳未満		18歳以上		計	
	適	不適	適	不適		
肢体 不 自 由	義肢			41	2	43
	上肢装具			1		1
	体幹装具	1		2		3
	下肢装具			162	2	164
	車椅子	6		53		59
	電動車椅子			14		14
	歩行補助杖					0
	歩行器	14	2			16
	靴型装具	1		15		16
	座位保持装置	14		64		78
座位保持椅子					0	

	起立保持具	8			8
	頭部保持具				0
	意思伝達装置			10	10
視覚 障害	弱視眼鏡				0
	遮光眼鏡				0
	コンタクトレンズ				0
聴覚 障害	補聴器	6	329	1	336
	FM補聴システム (ロジャー含む)	7	1		8
内部 障害	車椅子	2			2
	電動車椅子		3		3
計		59	2	695	761

(4) 身体障害者手帳

市町から進達があった身体障害者手帳の申請について、基準に則った書類審査及び障害程度審査委員会*を通じて各専門医による医学的判定を行った上で等級を判定し、市町経由で手帳を交付している。

*特に専門的知識及び技術を必要とする事項について、医師等による審査を実施

<手帳所持者数(下関市を含む)>

(令和6年3月末現在)

年齢別	人数(人)	割合
5歳未満	80	0.2%
5～17歳	664	1.1%
18～59歳	8,308	14.2%
60～64歳	3,059	5.2%
65歳以上	46,414	79.3%
計	58,525	100.0%

等級	人数(人)	割合
1級	18,226	31.1%
2級	7,613	13.0%
3級	11,310	19.3%
4級	13,510	23.1%
5級	4,250	7.3%
6級	3,616	6.2%
計	58,525	100.0%

※令和5年度発行件数：4,890件(新規3,231件、再交付1,659件)

<障害程度審査委員会*>

障害別	開催回数(回)	審査件数(件)
視覚	22	189
聴覚・平衡・音声言語・そしゃく	18	92
肢体不自由(整形)	22	223
肢体不自由(脳神経)	12	476
心臓	19	207
腎臓・膀胱	11	30
呼吸器	12	250
直腸・小腸	7	14
その他(肝臓)	7	11
免疫	0	0
計	130	1,492

(5) 指定業務

ア 身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定

身体障害者手帳の申請に必要な「身体障害者診断書・意見書」を作成する医師の指定を行っている（下関市は中核市のため下関市が指定）。

イ 障害者総合支援法第59条第1項に規定する指定自立支援医療機関（育成・更生医療）の指定

指定自立支援医療機関（育成・更生医療）の指定を行っている（下関市は中核市のため下関市が指定）。

(6) 市町に対する情報提供等

補装具（福祉機器）等に対する専門的情報を収集・管理、必要に応じ市町に情報提供している。

例年、年度当初に市町の身体障害者福祉事務担当者を対象とする実務研修会（市町身体障害者福祉事務担当職員研修会）を開催し、補装具や更生医療等に関する知識の向上を図っており、令和3年度からはWeb会議形式で実施している。

(7) その他

ア 研修事業（点訳ボランティア研修会）

令和2～4年度はコロナ禍により中止したが、県内で点訳ボランティアとして活動している者を対象に、点訳技術の向上を図るための研修会を開催した。

【参考】業務実績資料

■身体障害者更生相談所部門

○年度別相談者数、相談受付件数

区分 年度	相 談 者 数(人)			相 談 受 付 件 数(件)		
	定 期	巡 回	計	定 期	巡 回	計
26	2,950	140	3,090	2,968	211	3,179
27	2,858	148	3,006	2,877	222	3,099
28	2,913	189	3,102	2,935	283	3,218
29	2,992	182	3,174	3,009	279	3,288
30	3,086	180	3,266	3,111	291	3,402
元	3,238	159	3,397	3,271	244	3,515
2	3,085	170	3,255	3,107	268	3,375
3	3,038	155	3,193	3,061	234	3,295
4	3,085	194	3,279	3,102	294	3,396
5	3,068	194	3,262	3,097	291	3,388

○相談会の年度別相談件数 (単位：件)

区分 年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
定期相談会	56	58	49	54	70	96	56	65	60	91
巡回相談会	211	222	275	272	284	240	265	231	287	283
計	267	280	324	326	354	336	321	296	347	374

○更生医療・補装具の年度別判定件数 (単位：件)

区分 年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
更生医療	2,131	2,023	2,088	2,158	2,265	2,414	2,334	2,266	2,297	2,270
補装具	732	793	743	739	716	766	669	687	752	761
計	2,863	2,816	2,831	2,897	2,981	3,180	3,003	2,953	3,049	3,031

○身体障害者手帳の年度別推移 ※各年度末の数値 (単位：人)

年 度	30	元	2	3	4	5
手帳所持者数	63,428	62,066	62,184	61,174	59,082	58,525

○障害程度審査会の開催回数・審査件数

区分 年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
開催回数(回)	130	146	141	133	136	132	115	132	134	130
審査件数(件)	2,180	2,421	2,154	1,978	1,830	1,697	1,104	1,875	1,510	1,492

○身体障害者福祉法第15条第1項に規定する医師の指定件数 (単位：延べ件数)

年 度	元	2	3	4	5
指定件数	46	41	35	46	70

○指定自立支援医療機関（育成・更生医療）の指定件数（単位：件）

年度 区分	4	5
新規指定	31	25
指定更新	56	55

○身体障害者福祉事務担当職員研修会の参加人数（単位：人）

年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
参加人数	46	53	43	47	54	35	—	54	72	63

※令和2年度はコロナ禍で中止（研修資料配布で代替）。令和3年度以降はWeb会議で開催。

■その他

○点訳ボランティア研修会の参加人数（単位：人）

年度	26	27	28	29	30	元	2	3	4	5
参加人数	58	78	62	46	56	66	—	—	—	12

※令和2～4年度はコロナ禍で中止

4 精神保健に関する相談 [精神保健福祉センター]

(1) 業務の概要

精神保健福祉法第6条の規定に基づき、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図るために設置された機関であり、センターの業務としては、大きく「人材養成」、「広報啓発」、「相談指導」、「審査判定」に分類される。

事業については、人材養成、広報啓発、相談指導を組み合わせながら実施し、とりわけ「自殺予防対策」、「ひきこもり支援」、「依存症対策」、災害時等心のケア対策」の4つを重点課題として位置付けて取り組んでいる。

(2) 人材養成

ア 精神保健福祉従事者等への教育研修

例年、県や市町、医療機関、施設の職員等を対象とする「精神保健福祉関係者基礎研修」、事業別の研修を実施した。

なお、令和3年度からは、新型コロナウイルスの発生状況を踏まえてオンライン研修を導入している。

イ 学生研修・看護学校講義

山口県立大学や山口大学大学院の学生研修(実習)を実施するとともに、山口県立萩看護学校において講義を行った。

ウ 団体育成

県内の自助グループ等と連携するとともに、必要な支援を行った。

- ・ひきこもり家族会(きらら会)、断酒会、GAグループ(ギャンブル依存本人など)

(3) 広報啓発

県民に対し、こころの健康や精神障害についての知識の普及を図るため、ホームページによる情報発信などを行った。

(4) 相談指導

「こころの健康電話相談」、「いのちの情報ダイヤル“絆”」において、電話による相談対応を行った。また、面接が必要な場合は、来所による相談を行った。

<相談件数>

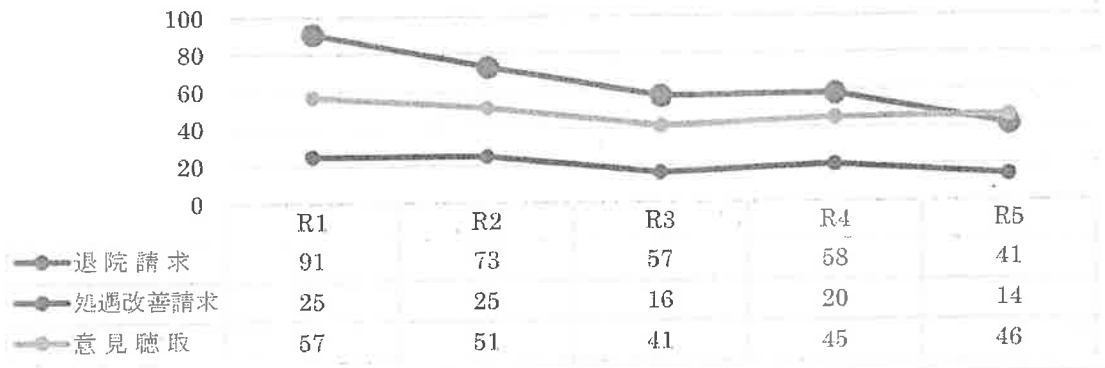
区分	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
来所	67	57	61	106	69	66	125
電話	4,174	3,344	3,665	4,886	5,757	5,492	4,991
計	4,241	3,401	3,726	4,992	5,826	5,558	5,116

(5) 審査・判定

ア 精神障害者の人権に配慮しつつ、その適正な医療及び保護を確保するため、精神保健福祉法に基づいて設置されている精神医療審査会が、精神科病院に入院している精神障害者の処遇等について、専門的かつ独立的な立場からの審査を行うための事務を行った。

<精神医療審査会事務>

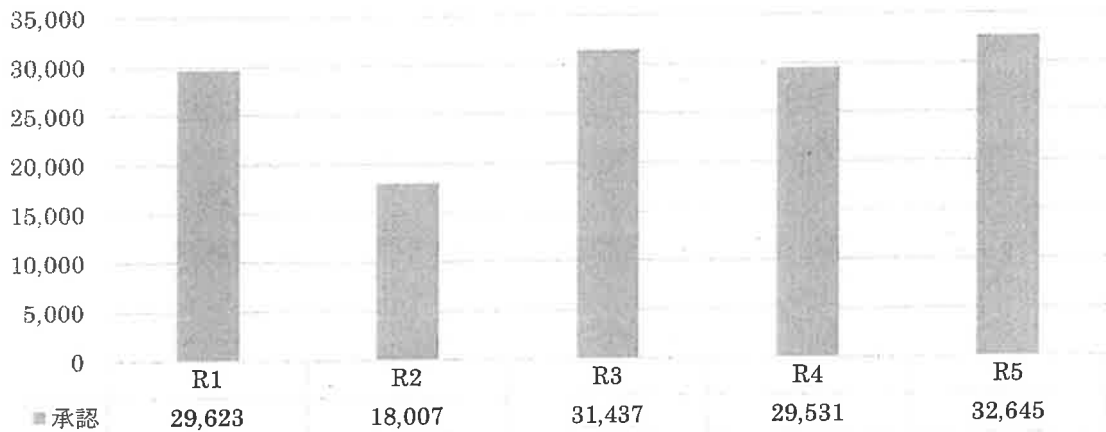
(単位：件数)



イ 自立支援医療(精神通院医療)の支給制度や精神障害者保健福祉手帳の申請に係る診断書の判定及び交付を行った。

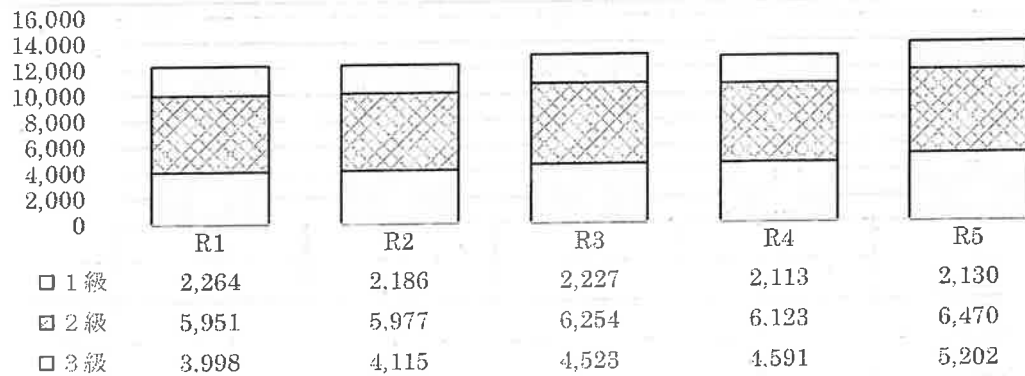
<自立支援医療支給認定件数>

(3月末現在)



<精神障害者保健福祉手帳台帳登載者数>

(単位：人)



(6) 自殺予防対策

自殺対策基本法及び「山口県自殺総合対策計画」に基づき、自殺予防対策関連の事業を推進した。

- 人材養成を目的として、精神保健福祉関係者基礎研修や精神保健福祉関係者実務研修を実施するとともに、自殺対策を中心とした内容による自殺対策行政

担当関係者研修や自殺予防教育ワークショップ、自殺未遂者支援研修を開催した。

- 市町の企画した研修に対する技術的助言及び情報提供等の支援や、民生委員等を対象としたゲートキーパー養成用のテキストを活用できる講義用教材を作成・配布した。
- 国や団体等の主催する研修会などに職員を派遣し、必要な情報収集や対応技術の向上に努めた。
- 市町や健康福祉センターにおける事業推進のため、技術的助言や資料提供等を行った。
- 自殺対策強化月間(令和6年3月)において、自殺予防の全県への正しい知識の普及を図るため、自殺対策フォーラムの開催や、パネル展示、弁護士等による「暮らしと心の相談会」を行った。
- 平成20年9月から、センター内に開設している自殺対策専用電話「いのちの情報ダイヤル“絆”」による電話相談や来所相談等を実施した。
- 平成22年4月から、「“山口自死遺族の集い”クローバー」を開始し、共通の体験を持つ遺族の方が安心して自分の体験を語り、他の方の話を聴くことを通じて互いに支え合うことを目的とするわかちあいの会を定期的で開催した。
- 県内医療の中核病院と連携し、未遂者への支援を行った。

(7) ひきこもり支援

県内全域のひきこもりに対する相談支援体制の整備を図るため、平成21年7月、「ひきこもり地域支援センター」を設置し、保健所(各健康福祉センターや下関保健所)を圏域の地域拠点(サテライト)として位置付け、各事業を実施した。

- 地域支援センターに配置した「ひきこもり地域支援コーディネーター」を、保健所が開催する家族教室や家族の会、圏域ネットワーク会議等に派遣し、技術的な支援を行った。
また、ひきこもり担当者会議を開催し、情報交換等を図った。
- 家族教室で使用する教材や家族読本を改訂した。
- 関係機関等の職員を対象として、「ひきこもり支援研修(ひきこもりサポーター養成研修)」を開催した。援助職員マニュアルを活用した。
- 関係機関や団体との連携を図るとともに、研修や助言など技術的な支援を行った。
- ひきこもり家族会「山口県きらら会」の月例会に職員を派遣するなど、団体育成について、継続して取り組んだ。
- 当センター内でも家族や本人の個別相談を行うとともに、ひきこもり本人の会「話そう会」を開催した。
- ひきこもりを考えるフォーラムの開催、リーフレットの配布や県ホームページによる普及啓発を図った。

(8) 依存症対策

依存症者やその家族が孤立せず、適切な治療等が受けられる支援体制を整備するため、依存症対策関連の事業を推進した。

- 依存症に関する基礎知識や対応方法を学び、依存症への理解を深め支援者のスキルアップを図ること、及びアルコール関連問題について正しく理解し依存症者に対する介入方法を学ぶことを目的として、医療・行政・相談支援事業所・地域包括支援センター等を対象に「依存症支援研修」を開催した。
- アディクションフォーラムの運営に向け、実行委員会への出席など、側面的な支援を行った。
- 断酒会への支援として、アメシストの会（女性酒害者の集い）に職員を派遣した。
- 関係機関や団体が主催する会議等への出席や、関係施設への訪問など連携を図った。
- 中高生向けリーフレット「お酒は二十歳になってから」を配布した。
- 薬物依存症者家族を対象に、薬物家族教室を開催した。

(9) 災害時等心のケア対策

- 各関係機関や団体主催の会議等に参加し、連携を図った。また、事件等、個別事案に対して、関係者への助言・指導を行った。
- 災害発生時等に被災者の心身のケアに従事する行政職員に対し、災害時に起こり得る心の反応や支援の技術について研修を行った。
- 学校危機に対応するCRT（クライシスレスポンスチーム）は、平成23年度以降、民間隊員を含むチーム派遣はなく、必要があれば精神保健福祉センターの技術支援として現地で助言を行っている。

5 発達障害に関する相談 [発達障害者支援センター【社会福祉法人委託】]

(1) 業務の概要

発達障害児(者)への支援を総合的に行うことを目的とした専門的機関であり、本人とその家族が豊かな地域生活を送れるよう、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関と連携し、地域における総合的なネットワーク支援を構築しながら発達障害児(者)とその家族からの様々な相談に応じ、指導と助言を行っている。

[相談支援]

発達障害児(者)とその家族、関係機関から日常生活での様々な相談(コミュニケーションや行動で気になること、園や学校、職場で困っていること)などに応じる。

また、必要に応じて、福祉制度やその利用方法、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関への紹介も行っている。

○発達支援

発達障害児(者)とその家族、周囲の人の発達支援に関する相談に応じ、家庭での療育方法についてアドバイスを行っている。

また、発達障害児(者)の特性に応じた療育や教育、支援の具体的な内容について助言を行うこともあり、その際は、児童相談所、知的障害者更生相談所、医療機関等と連携を図っている。

○就労支援

就労を希望する発達障害児(者)に対して、就労に関する相談に応じるとともに、公共職業安定所、地域障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターなどの労働関係機関と連携して情報提供を行っている。また、必要に応じてセンターのスタッフが学校や就労先を訪問し、障害特性や職業適性に関する助言を行うほか、作業工程や環境の調整などを行うこともある。

<相談支援(継続・継続)の実支援人数・延支援件数>

相談支援全体では429人(延べ2,552件)の相談があり、内訳別では、発達を主とした相談が368人(延べ1,941件)、就労を主とした相談が61人(611件)となっている。

	発達支援	就労支援	計
実支援人数 (人)	368	61	429
延支援件数 (件)	1,941	611	2,552

[普及啓発・研修]

発達障害をより多くの人に理解してもらうため、地域住民向けの講演会を開催するほか、発達障害の特性や対応方法などについて解説した解りやすいパン

フレット、チラシなどを作成し、保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関や、交通、消防、警察などの公共機関、一般企業などに配布している。

また、発達障害を支援する保健、医療、福祉、教育、労働などの関係機関の職員や、国・県・市町の行政職員などを対象に研修を行っている。

<センター主催・共催による研修>

センターの主催・共催で企画した研修は13回であり、延べ412人の参加があった。

<外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)>

センター職員を講師として派遣した回数は104回であり、延べ2,148人を対象に研修会等での講師を担った。

(1) センター主催又は共催で企画した研修	実施回数	13回
	延べ参加人数	412人
(2) 外部から講師依頼を受けた研修(講師派遣)	実施回数	104回
	延べ参加人数	2,148人
(3) ((1)(2)の再掲)教育関係者を参加対象としているもの	実施回数	66回
	延べ参加人数	1,588人

(2) その他

関係施設や関係機関等との連携強化を図るため、協議会等の開催、その場への参加を行った。

連絡協議会等の開催状況	16回
障害者総合福祉法第89条協議会等への参加状況	0回
他の協議会への参加状況	11回